

「郡山市SNS動画制作及び広告配信業務委託」に関する質問及び回答一覧

No	該当資料名	該当部分 項目	質問内容	回答
1	仕様書	7. 企画コンペ 提案 (2) 広告配信 ②広告内容	動画の再生数5,000回以上とありますが、複数動画を制作する場合、すべて合わせて5,000回以上で問題ございませんか？	再生回数は、動画ごとの回数です。ただし、今回の仕様書では、制作する動画の構成が、次の2つに区分されます。(仕様書7 企画コンペ提案 (1) 動画制作 ②動画本数及び時間 参照) 1. 30秒を超える動画を作る場合 本編動画及び30秒を上限としたティザー動画 2. 30秒以内の動画を作る場合 本編動画のみ 上記1と2のどちらに該当するかで、広告をかける動画の対象が変わるため、以下に示します。 1. 30秒を超える動画を作る場合の広告 例えば、3分の動画を2本制作する場合、30秒を超えているため、それぞれのティザー動画を作っていただく必要があります。 この場合、広告と再生回数は、以下のとおりです。 ・3分動画2本(本編) 動画ごとに、市公式YouTubeでの視聴回数が5,000回以上 ・ティザー動画2本 動画ごとに、インターネット広告サービスを活用した視聴回数(再生された回数)が5,000回以上 2. 30秒以内の動画を作る場合の広告 例えば、30秒以内の動画を4本制作する場合、広告と再生回数は、以下のとおりです。 ・30秒以内の動画4本(本編動画) 動画ごとに、市公式YouTubeでの視聴回数が5,000回以上かつインターネット広告サービスを活用した視聴回数(再生された回数)が5,000回以上。
2	その他	—	こちらの関連動画のオーガニック再生回数をご教示いただけますでしょうか。 https://www.youtube.com/watch?v=d9Sa2WzHSGk	当該動画「郡山市制施行100周年プロモーション動画～旅行&お菓子編～」のオーガニック再生回数は、144回です。 (計測対象期間：公開した11/19～12/4)